

事 務 連 絡

令和 3 年 12 月 23 日

医師、歯科医師、薬剤師、看護師
養成課程を置く各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育医学教育課

ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業の公募について（通知）

文部科学省では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、医学部生をはじめとする医療人材養成課程の学生等が患者を対象に行う実習が中止又は縮小を余儀なくされる中で、現在、いわば補完的に実施されているオンライン教育やシミュレーション教育を、デジタルトランスフォーメーション（DX）の技術を活用して大幅に向上させ、新型コロナウイルスの感染拡大以前の水準以上の実践的な教育プランを構築し、即戦力となり得る高度な医療人材を継続的に養成するための経費を令和 3 年度第 1 次補正予算に計上しています。

つきましては、貴学が大学改革推進等補助金を活用した本事業の実施を希望する場合は、別添「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業について」をご確認の上、別紙の計画書を提出いただくようお願いいたします。

本事業に対し、文部科学省において、別紙の計画書に基づいて、対象校を選定します。

なお、今後の社会情勢等により、補助予定の内容等を変更する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

【連絡先】 文部科学省高等教育局医学教育課

電 話：03-5253-4111

（医師・歯科医師）医学教育係 降旗、笠原（内 3306）

（薬剤師）薬学教育係 追川 （内 3326）

（看護師）看護教育係 竹内、金子 （内 2508）

E - Mail：igaku@mext.go.jp

ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業について

以下の内容は、今後の社会情勢等により、変更する可能性があります。

I. 背景・目的

(1) 背景

今般、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために外出制限等が行われたこと等の影響により、国民の医療機関の受診機会及び検査機会が減少し、健康状態の悪化が懸念されることから、医師によるオンライン診療や薬剤師によるオンライン服薬指導等を適切に普及・促進することが求められています。また、今般の新型コロナウイルス感染拡大下において医療人材養成課程の教育（特に患者を対象とする実習）が変化を余儀なくされたことを踏まえ、今後、再び、新興・再興感染症が流行した場合であっても、実践的で質の高い教育が行えるよう、医師等の養成課程における実習をはじめとした実技科目に新たな教育手法を導入するような見直しが必要となっています。

(2) 目的

オンラインによる遠隔医療など新たな医療に対応できる人材を迅速に輩出することを目指すとともに、臨地での実習時間の逡減（代替措置による実施）が恒常的となり、医療人材養成課程における教育の質の低下が懸念される中、CADや3Dプリンタ等を活用したデジタル医療教育用の機器や、臨床実習に際しての能力を高めるシミュレータ、感染対策関連設備等を整備し、従来の実習を通じて学生が修得する能力はもとより、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の手法を活用することにより従来の実習では獲得できなかった能力を修得させる教育プランを構築し、即戦力となり得る実践的な知識を身に付けた医療人材養成を行うことを目的としています。

II. 補助の内容

医療系学部を有する国公私立大学^(※)に対し定額を補助します。具体的には以下の通りです。

※医師養成課程を置く学部学科（以下「医学部」という。）、歯科医師養成課程を置く学部学科（以下「歯学部」という。）、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬剤師養成課程を置く学部学科（以下「薬学部」という。）、文部科学大臣が指定する看護師学校を持つ大学等の養成課程（以下「看護学部」という。）のいずれかを有する大学。

(1) 募集する事業の内容

(メニュー1) 医師によるオンライン診療や薬剤師によるオンライン服薬指導に関する教育プログラムを開発し、必修化を行う取組

(メニュー2) CADや3Dプリンタ等を活用したデジタル医療教育用のDX機器や、臨床実習に際しての能力を高めるシミュレータなどの機器等を整備・活用し、従来の実習を通じて学生が修得する能力はもとより、従来の実習等では獲得できなかった能力を修得させる教育プランを開発・実施する取組(A)、及び、実際の実習を円滑に実施するために、感染症対策機器を整備し、近隣の自治体に所在する大学に在籍する者を含む学生・教職員等に対して定期的な検査等を行い、学修の機会を確保する取組(B)

(2) 補助上限額

補助上限額については、以下のとおり、各メニューや養成課程で教育内容を検討いただく際に必要とされる備品等を考慮し、それぞれ個別の金額を設定しています。

(メニュー1)

■医学部 150万円(上限額)

■薬学部 150万円(上限額)

(メニュー2)

A 実習等に資するシミュレータ等のDX設備整備

■医学部 250万円(上限額)

■歯学部 200万円(上限額)

■薬学部 100万円(上限額)

■看護学部 100万円(上限額)

B 感染症対策関連機器の導入

■学部問わず 200万円(上限額)

※ 各学部等の学部生の養成人数や教育の内容等を勘案し、算定いたします。

※ 申請の状況等により予算が不足する場合は、「VI. 審査の観点」を踏まえ、申請額に一律の割合を乗じて交付するなど、予算の範囲内で調整を行うことがあります。

※ 上限額は、各メニュー、学部毎に設定することとし、合算できません。また、選定後に大学において補助金を執行する際にも取組別に予算を管理することとし流用はできません。

※ なお、メニュー2Bについては、メニュー2Aへの申請の有無に関わらず認めるものとします。ただし、Bに申請する機関については、地域の広域拠点(近隣の都道府県に跨る広範囲の地域を想定)として、自大学のみならず他大学の学生や教職員等に対し

ても検査を実施するなど、大規模な検査等を予定する大学に限るものとします。

(3) 選定件数

(メニュー1)

- 医学部 10件程度
- 薬学部 10件程度

(メニュー2)

A 実習等に資するシミュレータ等のDX設備整備

- 医学部 35件程度
- 歯学部 12件程度
- 薬学部 35件程度
- 看護学部 130件程度

B 感染症対策関連機器の導入

- 学部問わず 4件程度

Ⅲ. 補助期間

交付決定日～令和4年3月31日

※ 交付内定後、事業を開始し、必要な契約等を行っていただくことが可能です。

Ⅳ. 補助対象経費

本事業では、感染拡大下において実際の患者の診療を通じたトレーニングが困難な実習等をDXを活用し、従来の実習で修得できる教育を越える教育プランを策定・実施するため、実践的な教育プランの構築・実施に当たり必要となる教育設備等の整備に係る経費を中心に支援することとしています。

このため、人件費（雇用経費）及び旅費については、本事業の補助金での支出は認めないものとします。

① 物品費

医療用シミュレータ、実習用周辺機器等の教育設備、機器に付随する消耗品等

② 人件費

講師等謝金（事業立ち上げ時における支援員の招聘）

③ その他

外注費、光熱水料費、通信運搬費、その他（諸経費）等

Ⅴ. 補正予算の支援対象となる大学

下記の①～③のすべてに該当する大学を支援の対象とします。

- ①全学的な教学マネジメントの体制が整備されていること

- ②令和3年度中に整備する機器を活用し、各養成課程の学生を対象とした教育プランを構築及び一部実施（試行）すること
- ③補助対象期間終了後の事業継続計画を有すること

※ ②に掲げる「教育プランの構築」とは、新たな必修科目を設けること、既存の科目の内容の見直し・発展、養成課程における履修体系全体の内容の見直し、のいずれかを想定しています。

VI. 審査の観点

別紙「計画書」の記載事項について、特に以下の観点から審査を行うことを予定しています。

「2. 教育内容（実施計画）」

（教学マネジメント体制の整備状況）

- ・ 教育改善の取組の基盤となる全学的な教学マネジメントの体制が適切に整備されているか。
- ・ 教育改善に関するPDCAサイクルが確立されているか。

（これまでの取組と課題について）

- ・ 新たな医療に対応するために必要な能力等の分析がなされているか。

（本事業で実施する教育内容）

- ・ 教育内容は、課題とした事柄の解消に向けた内容になっているか。
- ・ 構築する教育プランは、導入を予定している教育設備を活用した実践的なものになっているか。
- ・ 構築する教育プランの実施体制が整っているか。
- ・ 申請大学が、近隣都道府県の大学の学生や住民等へのPCR検査を積極的に引き受けるなど、広域の地域医療拠点として感染対策に向けた取り組みが行われるものとなっているか（メニュー2B）

（導入後に想定される教育効果等）

- ・ 構築する教育プランは、現在よりも高い目標を設定しているか。

（補助対象期間終了後の事業継続計画・構想）

- ・ 具体的な構想が示されており、事業の継続が期待できるか。
- ・ 開発した教育プラン等を普及させるための取組（情報発信等）が計画されており、効果が期待できるか。

「3. 教育設備整備等の計画」

- ・ 申請経費の内容が、実施内容に照らして妥当かつ効果的であり無駄がないか。

※なお、上記の他に、例えば、入学定員の充足状況が著しく低いこと等により評価を減じることがあります。

VII. 選定方法

選定は文部科学省高等教育局医学教育課に設置する選定委員会において行います。その際「V. 補正予算の支援対象となる大学」及び「VI. 審査の観点」を踏まえ選定を行います。また、選定に当たっては地域バランス等を考慮する場合があります。特に、メニュー1とメニュー2Bについては、構築される教育プランや地域貢献等の計画を踏まえて選定を行います。

VIII. 別紙「計画書」について

1. 総表

- ・ 事業推進責任者氏名

実質的な事業統括者名等を記載してください。事業推進責任者は、申請の時点で当該大学の常勤の役員又は教員である必要があります。

- ・ 事務担当者氏名

必ずすみやかに連絡が取れる事務担当者（課長又は係長相当職以上の方）名等を記載してください。

2. ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業に係る計画

- ・ 各メニュー、学部ごとの事業責任者名等を記載してください。
- ・ 本通知の「V. 補正予算の対象となる大学」、「VI. 審査の観点」も参照の上、各分野の学生等の人材養成計画を記載してください。
- ・ 「（3）教育内容」は計画書の「3. 教育設備整備等の計画」で計上している必要経費と整合するよう、記載してください。

3. 教育設備整備等の計画

- ・ 補助上限額の範囲内で、真に必要な額を計上してください。
- ・ 計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性・不可欠性について確認させていただく場合がございます。

IX. 提出について

申請を希望する場合は別紙の計画書を作成の上、メールにてご提出願います。

- ・ 締切：**令和4年1月25日（火）15時 【締切厳守】**
(当日15時までの送信記録のあるものは可とする。)
- ・ 提出方法：igaku@mext.go.jp 宛て
- ・ メール件名：「00【〇〇大学】ウィズコロナ医療人材養成事業」
- ・ 提出データ：①エクセルデータ、②計画書及び別添の一括PDFデータ
ファイル名は「00【〇〇大学】計画書」とすること。

- ※ 提出は、学部やメニュー毎ではなく、大学において取りまとめの上御提出ください。
- ※ メール受信確認後、翌営業日中に送信者に対して受領を通知します。
- ※ メール件名及びファイル名の「00」には計画書「(参考)大学番号」シートの番号を記載してください。

X. 情報公開及びフォローアップ

選定された大学の計画書のうち、「2. 教育内容（実施計画）」の情報は公表を予定しています。

また事業の成果は、事業終了後の実績報告書のほか、別途報告を求める場合があります。

XI. その他

選定に当たっては、厚生労働省等が実施している他の事業又は他の補助金等による経費措置を受けているプログラムあるいは令和2年度第3次補正予算での「感染症医療人材養成事業」又は「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」などの他の補助金等に選定されているプログラムと同一又は類似のプログラムについては選定対象外としますので、該当がある場合は担当までご連絡ください。

XII. 今後のスケジュール

令和4年

- 1月25日（火）15時 別紙 計画書 提出締切
- 2月初旬目途 対象予定大学選定、補助金調書作成依頼
- 2月中旬目途 補助金調書提出締切
すみやかに交付内定（以後、契約行為可）
- 2月中目途 補助金交付決定